

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業規則

(平成 29 年 1 月 30 日制定)

改正	平成 30 年 1 月 26 日	令和 3 年 3 月 17 日
	令和 3 年 12 月 1 日	令和 4 年 12 月 28 日
	令和 6 年 1 月 22 日	令和 7 年 1 月 27 日

(目的)

第 1 条 この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「高等職業訓練促進給付金」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 31 条の 10 において準用する法第 31 条第 2 号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金に基づき実施される横浜市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）のことをいう。

2 この規則において「未成年者」とは、18 歳未満、かつ婚姻歴がない者をいう。

3 この規則において「資格」とは、横浜市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日ここ第 1108 号制定）第 5 条に規定する資格のことをいう。

4 この規則において「プログラム」とは、横浜市母子・父子自立支援プログラム策定事業に基づき作成されるもので、原則、横浜市母子・父子自立支援プログラム策定事業を横浜市から受託している横浜市母子家庭等就業・自立支援センターの策定員により策定されたものをいう。

(貸付対象)

第 3 条 貸付けを受けようとする者（以下「申込人」という。）は、横浜市内に居住するひとり親家庭の者であって、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）

ア 訓練促進給付金の支給を受ける者

イ 養成機関修了後、横浜市内等において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする意志を有する者

(2) 住宅支援資金

ア 児童扶養手当の支給を受ける者又は同等の所得水準にある者で、生活保護受給者でない者

なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても 1 年以内の者については対象とする。

イ 居住する住宅の家賃等の賃料を負担している者

ウ プログラムの策定を受け、自立に向けて就職活動及び就業等を意欲的に行う意志を有する者

(資金の種類及び貸付額等)

第4条 種類及び貸付額は以下のとおりとする。

(1) 入学準備金 500,000 円以内

訓練促進給付金の支給を受ける者

(2) 就職準備金 200,000 円以内

養成機関の課程を修了し、資格を取得した者

(3) 住宅支援資金 月額 40,000 円以内とし、12 か月を上限とする。ただし、貸付契約期間内にプログラムの目標を達成できなかった場合において、やむを得ない事由があると認められるときは、3 か月の延長ができるものとする。

2 連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は返還債務の履行猶予期間中は無利子、履行猶予期間経過後はその利率を年1パーセントとする。ただし、住宅支援資金の貸付けにおいては連帯保証人の有無によらず無利子とする。

(連帯保証人)

第5条 申込人は、原則として連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合であっても、貸付けを受けることができるものとする。

2 前項の連帯保証人は、行為能力者であり、債務を弁済する資力を有する成年者でなければならない。

3 申込人が未成年者の場合は、法定代理人を連帯保証人とする。

(貸付けの申込み)

第6条 申込人は、貸付けを受けようとする理由を証明する書類を添付して横浜市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に申し込まなければならない。なお、訓練促進資金の申込は以下の期間内とする。

(1) 入学準備金にあつては、養成機関に入学した日の属する月から起算して6か月以内

(2) 就職準備金にあつては、養成機関を修了した日の属する月から起算して6か月以内、かつ資格試験に合格した日の属する月から起算して6か月以内

(貸付けの決定)

第7条 会長は、第3条に規定する要件を備えた者から貸付けの申込みがあったときは、申込みの内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

2 会長は、貸付けの可否を決定したときは、その旨申込人に通知し、貸付け可とした者（以下「借受人」という。）と貸付契約を締結するものとする。

(貸付方法)

第8条 資金の交付は、原則として口座振替により行い、回数は以下のとおりとする。

- (1) 訓練促進資金は、原則として一括で行うものとする。
 - (2) 住宅支援資金は、原則として月ごとの分割により行うものとする。
- ただし、特別の事情があるときは、他の方法により交付することができる。

(貸付決定の変更)

第9条 会長は、住宅支援資金の借受人から以下の事由により貸付決定の変更の申込みがあったときは、その内容を審査し、貸付契約内容の見直しを行うものとする。

- (1) 家賃等の変更が生じたとき
 - (2) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者住居確保給付金等、家賃の補助を目的とした制度（以下「類似制度」という。）を併用する借受人が、契約期間中に当該類似制度の決定金額の増減や利用期間の変更の決定を受けたとき
 - (3) 契約期間中の借受人が、その期間中に新たに類似制度の給付等決定を受けたとき
- 2 会長は、前項により貸付契約の内容に変更が生じたときは、その旨借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(貸付契約の解除・貸付けの休止)

第10条 会長は、借受人が次の各号の一に該当することとなった場合は、その契約を解除するものとする。

- (1) 訓練促進資金の借受人が、養成機関在学中に訓練促進給付金の受給資格を喪失したとき
 - (2) 横浜市外に転居したとき
 - (3) 死亡したとき
 - (4) 住宅支援資金の借受人が、婚姻（事実婚を含む）によりひとり親でなくなったとき
 - (5) その他資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- 2 会長は、借受人が資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 会長は、住宅支援資金の借受人がやむを得ない事由により居住する住宅を一時的に退去し、家賃等が発生しないときは、退去する日の翌日から再入居する日の前日まで住宅支援資金の貸付けを休止するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第11条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 訓練促進資金

- ア 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、横浜市内において、取得した資格が必要な業務に、5年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。）従事したとき。ただし、横浜市内に居住している期間内においては、横浜市外で業

務に従事した期間についても、当該業務従事期間に算入するものとする。

- イ アに規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 住宅支援資金

- ア 現に就業していない者が住宅支援資金の貸付けを受けた日から1年以内に就職し、又は就業している者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。）就業したとき。

- イ アに規定する就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき。

(返還)

第12条 借受人が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、5年（第13条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）以内に、貸付けを受けた資金を全額返還しなければならない。

- (1) 資金の貸付契約が解除されたとき（ひとり親家庭住宅支援資金貸付運営要綱第9条第2項に該当する資金を除く。）
- (2) 訓練促進資金の借受人が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第11条第1項第1号のイに規定する業務に従事しなかったとき、又は業務に従事する意志がなくなったとき
- (3) 住宅支援資金の借受人が、貸付け終了後1年が経過したとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

2 返還は、月賦、半年賦、又は年賦の均等払いの方式によるものとする。ただし、訓練促進資金の借受人又は連帯保証人がその全額の返還を希望するときは、直ちに返還することができる。

(返還の債務の履行猶予)

第13条 会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第10条第1項第1号又は第5号、若しくは10条第2項に該当し、訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き、当該養成機関に在学しているとき
- (2) 当該養成機関を卒業後、さらに他種の養成機関等において修学しているとき

2 会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、履行期限の到来していない資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 訓練促進資金の借受人が、第11条第1項第1号のイに規定する業務に従事しているとき

- (2) 住宅支援資金の借受人が、第 11 条第 1 項第 2 号のアに規定する就業を行っているとき
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還の債務の裁量免除)

第 14 条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に規定する範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上 経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 第 11 条第 1 項第 1 号のアに規定する業務に 1 年以上従事したとき
返還の債務の額の一部

(借受人等の届出義務)

第 15 条 借受人又は連帯保証人は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに、会長に届出を出さなければならない。

- (1) 借受人及び連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に変更があったとき
- (2) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- (3) 第 13 条第 2 項第 1 号又は第 2 号により返還の債務の履行の猶予を受けている者が、当該猶予期間中に従事先を変更した、又は従事を辞めたとき
- (4) 借受人が死亡したとき

(即時返還)

第 16 条 会長は、借受人が次の各号の一に該当すると認めたときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、即時返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき
 - (2) 資金を貸付けの目的外で使用したとき
 - (3) 本会規則に定める各種手続きを怠ったとき
- 2 会長は、借受人が返還計画に基づく返還を行わない行為を 2 度繰り返したときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部につき、即時返還を請求することができる。
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定により請求を受けた借受人は、会長が定める期限及び返還方法により返還しなければならない。

(借受人等の責務)

第 17 条 借受人は、横浜市母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等

による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

- 2 借受人及び連帯保証人は、会長から貸付けの要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

(延滞利子)

第 18 条 会長は、借受人が正当な理由なく資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき貸付契約時の法定利率の割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費としてこれを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

(財政措置等)

第 19 条 本規則に基づく事業の実施に必要な費用は、横浜市が全額補助する。

(会計経理)

第 20 条 この事業に関する会計処理にあたっては、会計経理を明確にしなければならないものとする。

- 2 この事業を実施している間において、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度に発生した返還金は、前項に規定する会計に繰り入れる。
- 3 この事業を廃止した場合、その時点において保有する補助金の残額及びその年度以降、毎年度、当該年度において返還された資金に相当する金額は横浜市に返還する。

(その他)

第 21 条 この規則に規定するほか、事業の実施に必要な事項については横浜市と協議の上、会長が決定する。

附則

(施行期日)

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行し、施行日以後に養成機関を修了し、又は入学した者から適用する。

附則

(施行期日)

この規則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条については、令和 2 年

4月1日に遡及し適用する。

附則

(施行期日)

この規則は、令和3年12月16日から施行する。ただし、第2条第2項については、令和4年4月1日から施行し、令和4年3月31日以前については、従前の例によることとする。

附則

(施行期日)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規則は、令和7年1月27日から施行し、令和6年8月1日に遡及し適用する。